

基本目標Ⅱ

男女がともに働きやすいまちづくり

【女性活躍推進計画】

労働の分野では、管理職の女性比率が低いこと、男性に比べて女性は非正規雇用が多く、賃金が低いことなどが問題となっています。誰もが性別にかかわらず、個性と能力に応じて職業を選択し、多様な働き方を選択できることが重要です。

また、ワーク・ライフ・バランス⁽⁶⁾（仕事と生活の調和）や働き方改革を進めることなど、男女がともに働きやすい制度や労働環境を整えることが大切です。



～事業所のみなさん、一緒に考えましょう～

- ・働きたいと思う人が働けるように、一人ひとりの個性と能力に応じた働き方を考えてみませんか。
- ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」ができました。長時間労働や年次有給休暇について考えてみませんか。
- ・一人ひとりの従業員を大切にすることは、生産性の向上につながります。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図っていくことが、一人ひとりの人生を豊かにします。

仕事も子育ても自分の趣味も、全部したいんだ。



それぞれができること、役割分担について話し合うことも大切だと思う。

基本施策 1**労働の分野における男女共同参画の推進**

労働に関するさまざまな情報を提供するとともに、知識や技能の習得などの能力開発と、就職・再就職・起業への支援をします。また労働環境における男女間の格差解消が図られるよう、事業所への啓発を行います。

(岸和田市男女共同参画推進条例 第6・13・15条)

施策の方向① 多様な働き方への支援

	内容	担当課
37	仕事と子育て、仕事と介護の両立等に関する支援体制の充実	人事課 人権・男女共同参画課 産業政策課 関係各課

施策の方向② 就職・再就職・起業をめざす女性への支援

	内容	担当課
38	学習機会の提供・情報提供	人権・男女共同参画課 産業政策課
39	女性の能力開発とスキルアップへの支援	人権・男女共同参画課 生活福祉課 子ども家庭課 産業政策課
40	就職・再就職・起業を支援する仕組みづくり	人権・男女共同参画課 産業政策課

施策の方向③ 事業所の女性活躍に関する取組への支援

	内容	担当課
41	事業所への学習機会の提供	人権・男女共同参画課 産業政策課
42	女性活躍推進に関する情報発信	人権・男女共同参画課
43	「えるぼし認定」「くるみん認定」制度の周知と普及の仕組みづくり	人権・男女共同参画課 契約検査課
44	一般事業主行動計画 ⁽⁷⁾ の周知・啓発	人権・男女共同参画課
45	事業所における男女共同参画に関する意識調査の実施	人権・男女共同参画課

えるぼし認定とは 女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況などが優良な企業を認定する制度。

プラチナえるぼし認定とは えるぼし認定企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定。

認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」を商品などに付すことができる。

えるぼしマーク・プラチナえるぼしマーク

えるぼしの認定段階は3段階あり、5つの評価項目（採用・継続就業・労働時間等の働き方・管理職比率・多様なキャリアコース）のうち、基準を満たしている項目数に応じて取得できる段階が決まる。



くるみん認定とは 次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定した企業のうち、行動計画に定めた目標を達成し、一定の要件を満たした企業に厚生労働大臣から「子育てサポート企業」として与えられる認定制度。

プラチナくるみん認定とは くるみん認定を受けた企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が、一定の要件を満たした場合に受けられる特例認定。

認定を受けると、くるみんマーク・プラチナくるみんマークを商品・広告・求人広告などにつけることができ、子育てサポート企業であることをPRできる。

くるみんマーク・プラチナくるみんマーク

中央のくるみんマークは新しい認定基準を満たし、より多方面から評価された子育てサポート企業に付与されるマークで、上部の年は最新の認定年、左右の星の数はこれまでに認定を受けた回数を表示している。



基本施策 2 ワーク・ライフ・バランス⁽⁶⁾（仕事と生活の調和）の推進

仕事は、経済的安定、自己の成長をもたらします。家事・育児、地域での活動、個人の生活の充実など、仕事と生活がバランスよく調和した状態が人生の満足度を高めます。一人ひとりが自分らしい生き方ができるように、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進することが重要です。

（岸和田市男女共同参画推進条例 第6・12条）

施策の方向① ワーク・ライフ・バランスの理解促進

	内容	担当課
46	市職員・教職員へのワーク・ライフ・バランスに関する理解促進	人事課 人権・男女共同参画課 教育総務課
47	市民・事業所へのワーク・ライフ・バランスに関する学習機会の提供	人権・男女共同参画課 産業政策課 生涯学習課

施策の方向② 働き方改革の推進

	内容	担当課
48	市職員・教職員の時間外勤務の削減	人事課 教育総務課 全課
49	市職員・教職員の計画的な有給休暇取得促進	人事課 人権・男女共同参画課 教育総務課 全課
50	事業所における働き方改革の推進	人権・男女共同参画課 産業政策課

施策の方向③ 地域活動やボランティア等への参画促進

	内容	担当課
51	地域活動やボランティア等への参加促進のための仕組みづくり	自治振興課 人権・男女共同参画課 関係各課
52	市民団体に関する情報発信	人権・男女共同参画課 関係各課